

荒川地区復興まちづくり協議会・地権者連絡会 議事要旨

記

- 日時 平成 25 年 7 月 28 日（日）14 時 30 分～16 時 30 分
- 場所 荒川集会所
- 次第
 1. 釜石市長 野田武則あいさつ
 2. 浜のすまいを考える会のふりかえり
 - ・ 前回のワークショップの振り返り
(宅地及び道路計画／公営住宅の配置／集会所について)
 3. 最新の土地利用計画について
 - ・ 自力再建住宅は 12 戸から 3 戸、復興公営住宅は 21 戸から 11 戸へ減少したことから、
国道沿いの平場に宅地を集約
 - ・ 今後のスケジュールについて
 4. 災害危険区域の設定について
 - ・ 対象区域の設定方法（津波浸水シミュレーションにより浸水が想定された区域）と規
制の対象についての説明
 - ・ 災害危険区域の範囲について（荒川地区は第一種区域に指定）
 5. 住宅再建支援制度について
 - ・ 現在の自力再建支援制度について
 - ・ 国から追加で分配された基金を活用した、新たな支援制度（釜石市単独被災者住宅再
建支援事業補助金、釜石産木材活用住宅推進事業）について
 6. 私的整理ガイドラインについて
 - ・ 私的整理ガイドラインに適用される借入金の種類と減額・免除のルール、利用するメ
リットについて説明
 7. 意見交換について

住宅再建支援制度について、新築に手厚く、リフォーム等の補修工事への助成が低いと感じている。

- 国や県の支援メニューを含めて、費用がかかる新築への支援が多いことは認識していますが、追加支援の財源がなく、提示できるメニューがない現状をどうかご理解ください。

今後、14.5mという防潮堤ができることで、持っている田んぼがかかりそうだが整備後に中途半端な残地が出そうである。それらの残地は事業では買えないとのことであるが、どうにか買取りをお願いできないか？

→ 防災集団移転事業については、移転して欲しい家屋があった住宅地のみを買い上げる制度となっています。田んぼの残地の買取りは、既往の事業制度ではできません。

災害危険区域内にある従前の住宅地については、市がまばらに土地を購入することになるため、最終的には、居住以外の有効な土地利用を考えて行かなければいけないと認識しています。

ただし、まずは住宅地の再建を優先しており、市が買い取った土地の活用については、次のステップでのみなさまとの検討事項としてご理解ください。

県道沿いには、景観の面で桜の木を植えたい。

→ 県道整備の際には、地域としてどういうかたちが望ましいかということをもたご意見頂くことになると思うのでご協力をお願いします。

嵩上げ補助はどんな制度か？農地や山林転用した場合の整地に対する補助はないか？

→ 2種地域であれば条件付きで住宅を建てることができますが、嵩上げ等が条件になるため、その際の補助を指すものです。

現在、転用住宅地に関する補助はありません。